

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税の賦課に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八潮市は、個人住民税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

個人住民税の賦課に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

埼玉県 八潮市長

## 公表日

令和5年9月22日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税の賦課に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法に基づき、住民・国税庁から提出された申告情報、給与支払者・年金支払者から提出された申告等情報を収集し、個人住民税を計算し賦課決定し、通知する。賦課決定に際し、または賦課決定した後においても、必要に応じ税務調査を実施し、公平・公正な賦課決定または賦課更正を行う。また、住民からの要請に応じ、賦課された個人住民税情報から所得・課税証明書等を発行する。</p> <p>【内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 申告等情報の受理</li> <li>2. 他自治体等から八潮市への調査回答、八潮市から他自治体等への税務調査実施</li> <li>3. 個人住民税の賦課決定・賦課更正及び住民・給与支払者・年金支払者への税額通知の発送</li> <li>4. 住民登録外課税に伴う他自治体への通知</li> <li>5. 個人住民税の減免申請書の受理および承認または却下の決定、ならびにその通知</li> <li>6. 住民・給与支払者等からの各種申請・届出書（給与所得者異動届出書等）の受理</li> <li>7. 他自治体での課税であることが判明した場合の資料回送</li> <li>8. 賦課情報に基づく所得・課税証明書等発行</li> <li>9. コンビニ交付</li> </ol>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 個人住民税システム</li> <li>2. 地方税電子申告システム（eLTAX）</li> <li>3. 国税連携システム</li> <li>4. 中間サーバー</li> <li>5. 団体内統合宛名システム</li> <li>6. コンビニ交付システム</li> </ol>
2. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年法律第27号）</p> <p>第9条第1項 別表第一の16の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 実施する</li> <li>2) 実施しない</li> <li>3) 未定</li> </ol>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号 別表第二（別表第二における情報提供の根拠）</p> <p>第三欄（情報提供者）が「市町村長、都道府県知事等」のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の各項）</p> <p>（別表第二における情報照会の根拠）</p> <p>第一欄（情報照会者）が「市町村長、都道府県知事等」の項のうち、第二欄（事務）に「地方税」が含まれる項（27項）</p> <p>※「地方税関係情報」：地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（命令における情報提供の根拠）</p> <p>第1条・第2条・第3条・第4条・第6条・第7条・第8条・第10条・第12条・第13条・第14条・第16条・第19条・第20条・第21条・第22条・第22条の3・第22条の4・第23条・第24条・第24条の2・第24条の3・第25条・第26条の3・第27条・第28条・第31条・第31条の2の2・第31条の3・第32条・第33条・第34条・第35条・第36条・第37条・第38条・第39条・第39条の2・第40条・第43条・第43条の3・第43条の4・第44条・第44条の5・第45条・第47条・第49条・第49条の2・第51条・第53条・第54条・第55条・第58条・第59条・第59条の2の2・第59条の2の3・第59条の3・第59条の4</p> <p>（命令における情報照会の根拠）</p> <p>第20条</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 市民税課
②所属長の役職名	市民税課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	八潮市総務部総務課 〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1 ☎048-996-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	八潮市総務部市民税課 〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1 ☎048-996-2111

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 10万人以上30万人未満 ]
いつ時点の計数か	令和5年7月20日 時点
	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]
いつ時点の計数か	令和5年7月20日 時点
	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]
	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月25日	公表日	平成27年2月10日	平成28年3月25日	事後	
平成28年3月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワーク による情報連携 ②法令上の根拠	(新規記載)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (命令における情報提供の根拠) 第1条・第2条・第3条・第4条・第6条・第7条・第8条・第10条・第12条・第13条・第16条・第19条・第20条・第21条・第22条・第23条・第25条・第28条・第31条・第32条・第33条・第34条・第35条・第36条・第37条・第38条・第39条・第40条・第43条・第44条・第45条・第47条・第49条・第50条・第51条・第53条・第54条・第55条・第58条・第59条  (命令における情報照会の根拠) 第20条	事後	
平成28年3月25日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年11月12日 時点	平成28年2月17日 時点	事後	
平成28年3月25日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成28年2月17日 時点	事後	
平成29年7月31日	公表日	平成28年3月25日	平成29年7月31日	事後	
平成29年7月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(新規記載)	9. コンビニ交付	事後	
平成29年7月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	(新規記載)	6. コンビニ交付システム	事後	
平成29年7月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年法律第27号) 第9条第1項 別表第一の16の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第3項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年法律第27号) 第9条第1項 別表第一の16の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	
平成29年7月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第19条第7号 第9号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長、都道府県知事等」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の各項)	番号法第19条第7号 別表第一 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長、都道府県知事等」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、85の2、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の各項)	事後	
平成29年7月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワーク による情報連携 ②法令上の根拠ネットワーク システムによる情報連携	(別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長、都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税」が含まれる項(27の項)	(別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長、都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税」が含まれる項(27の項)	事後	
平成29年7月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワーク による情報連携 ②法令上の根拠ネットワーク システムによる情報連携	(命令における情報提供の根拠) 第1条・第2条・第3条・第4条・第6条・第7条・第8条・第10条・第12条・第13条・第16条・第19条・第20条・第21条・第22条・第23条・第24条・第25条・第28条・第31条・第32条・第33条・第34条・第35条・第36条・第37条・第38条・第39条・第40条・第43条・第43条の4・第44条・第45条・第47条・第49条・第50条・第51条・第53条・第54条・第55条・第58条・第59条	(命令における情報提供の根拠) 第1条・第2条・第3条・第4条・第6条・第7条・第8条・第10条・第12条・第13条・第16条・第19条・第20条・第21条・第22条・第22条の2・第23条・第24条・第25条・第26条の3・第28条・第31条・第32条・第33条・第34条・第35条・第36条・第37条・第38条・第39条・第40条・第43条・第43条の3・第43条の4・第44条・第44条の2・第45条・第47条・第49条・第49条の2・第50条・第51条・第53条・第54条・第55条・第58条・第59条・第59条の2	事後	
平成29年7月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	税財政部市民税課	総務部市民税課	事後	
平成29年7月31日	I 関連情報 7. 特定個人情報開示・訂正 利用停止請求 請求先	八潮市まちづくり企画部総務人事課 〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1 ☎048-996-2111	八潮市総務部総務人事課 〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1 ☎048-996-2111	事後	
平成29年7月31日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡先	八潮市まちづくり企画部企画経営課 〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1 ☎048-996-2111	八潮市企画財政部企画経営課 〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1 ☎048-996-2111	事後	



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月31日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年2月17日 時点	平成29年5月8日 時点	事後	
平成29年7月31日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年2月17日 時点	平成29年5月8日 時点	事後	
平成30年7月31日	公表日	平成28年3月25日	平成30年7月31日	事後	
平成30年7月31日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年5月8日 時点	平成30年5月7日 時点	事後	
平成30年7月31日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年5月8日 時点	平成30年5月7日 時点	事後	
平成30年7月31日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長、都道府県知事等」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、85の2、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の各項)	番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長、都道府県知事等」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の各項)	事後	
平成30年7月31日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワーク による情報連携 ②法令上の根拠ネットワーク システムによる情報連携	(命令における情報提供の根拠) 第1条・第2条・第3条・第4条・第6条・第7条・第8条・第10条・第12条・第13条・第16条・第19条・第20条・第21条・第22条・第22条の2・第23条・第24条・第25条・第26条の3・第28条・第31条・第32条・第33条・第34条・第35条・第36条・第37条・第38条・第39条・第40条・第43条・第43条の3・第43条の4・第44条・第44条の2・第45条・第47条・第49条・第49条の2・第50条・第51条・第53条・第54条・第55条・第58条・第59条・第59条の2	(命令における情報提供の根拠) 第1条・第2条・第3条・第4条・第6条・第7条・第8条・第10条・第12条・第13条・第16条・第19条・第20条・第21条・第22条・第22条の3・第22条の4・第23条・第24条・第24条の2・第24条の3・第25条・第26条の3・第28条・第31条・第31条の2・第31条の3・第32条・第33条・第34条・第35条・第36条・第37条・第38条・第39条・第40条・第43条・第43条の3・第43条の4・第44条・第44条の2・第45条・第47条・第49条・第49条の2・第50条・第51条・第53条・第54条・第55条・第58条・第59条・第59条の2・第59条の3	事後	
令和1年6月28日	公表日	平成30年7月31日	令和元年6月28日	事後	
令和1年6月28日	Ⅰ 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	市民税課長 熊倉 祐司	市民税課長 菅谷 昌史	事後	
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年5月7日 時点	令和元年5月17日 時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年5月7日 時点	令和元年5月17日 時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ リスク対策 1. 提出する特定個人情報保 護評価書の種類	(新規記載)	2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情 報提供ネットワークシステム を通じた入手を除く。) 目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	(新規記載)	2) 十分である	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十分か	(新規記載)	2) 十分である	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 権限のない者(元職員、アクセ ス権限のない職員等)によっ て不正に使用されるリスクへ の対応は十分か	(新規記載)	2) 十分である	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの 取 扱の委託 委託先における不正な使用等 のリスクへの対策は十分か	(新規記載)	2) 十分である	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	(新規記載)	2) 十分である	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	(新規記載)	2) 十分である	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	(新規記載)	2) 十分である	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対応は十分か	(新規記載)	2) 十分である	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策 8. 監査 実施の有無	(新規記載)	自己点検	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発	(新規記載)	2) 十分に行っている	事後	
令和2年6月1日	公表日	令和元年6月28日	令和2年8月31日	事後	
令和2年6月8日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	市民税課長 菅谷 昌史	市民税課長	事後	
令和2年6月8日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和元年5月17日 時点	令和2年6月8日 時点	事後	
令和2年6月8日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和元年5月17日 時点	令和2年6月8日 時点	事後	
令和2年6月8日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長、都道府県知事等」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の各項)	番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長、都道府県知事等」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、119)	事後	
令和2年6月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠ネットワークシステムによる情報連携	(命令における情報提供の根拠) 第1条・第2条・第3条・第4条・第6条・第7条・第8条・第10条・第12条・第13条・第16条・第19条・第20条・第21条・第22条・第22条の3・第22条の4・第23条・第24条・第24条の2・第24条の3・第25条・第26条の3・第28条・第31条・第31条の2・第31条の3・第32条・第33条・第34条・第35条・第36条・第37条・第38条・第39条・第40条・第43条・第43条の3・第43条の4・第44条・第44条の2・第45条・第47条・第49条・第49条の2・第50条・第51条・第53条・第54条・第55条・第58条・第59条・第59条の2・第59条の3	(命令における情報提供の根拠) 第1条・第2条・第3条・第4条・第6条・第7条・第8条・第10条・第12条・第13条・第14条・第16条・第19条・第20条・第21条・第22条・第22条の3・第22条の4・第23条・第24条・第24条の2・第24条の3・第25条・第26条の3・第27条・第28条・第31条・第31条の2・第31条の3・第32条・第33条・第34条・第35条・第36条・第37条・第38条・第39条・第40条・第43条・第43条の3・第43条の4・第44条・第44条の2・第45条・第47条・第49条・第49条の2・第50条・第51条・第53条・第54条・第55条・第58条・第59条・第59条の2・第29条の2の2・第59条の3	事後	
令和2年6月8日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	八潮市企画財政部企画経営課 〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地 TEL048-996-21111	八潮市総務部市民税課 〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地 TEL048-996-21111	事後	
令和3年6月8日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年6月8日 時点	令和3年6月7日 時点	事後	
令和3年6月8日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年6月8日 時点	令和3年6月7日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月8日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二	番号法第19条第8号 別表第二	事前	令和3年9月1日番号法の改正に伴う修正
令和3年6月8日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長、都道府県知事等」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、119、120の各項)	(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長、都道府県知事等」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の各項)	事後	
令和3年6月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	(命令における情報提供の根拠) 第1条・第2条・第3条・第4条・第6条・第7条・第8条・第10条・第12条・第13条・第14条・第16条・第19条・第20条・第21条・第22条・第22条の3・第22条の4・第23条・第24条・第24条の2・第24条の3・第25条・第26条の3・第27条・第28条・第31条・第31条の2・第31条の3・第32条・第33条・第34条・第35条・第36条・第37条・第38条・第39条・第40条・第43条・第43条の3・第43条の4・第44条・第44条の2・第45条・第47条・第49条・第49条の2・第50条・第51条・第53条・第54条・第55条・第58条・第59条・第59条の2・第59条の3	(命令における情報提供の根拠) 第1条・第2条・第3条・第4条・第6条・第7条・第8条・第10条・第12条・第13条・第14条・第16条・第19条・第20条・第21条・第22条・第22条の3・第22条の4・第23条・第24条・第24条の2・第24条の3・第25条・第26条の3・第27条・第28条・第31条・第31条の2・第31条の3・第32条・第33条・第34条・第35条・第36条・第37条・第38条・第39条・第40条・第43条・第43条の3・第43条の4・第44条・第44条の2・第45条・第47条・第49条・第49条の2・第51条・第53条・第54条・第55条・第58条・第59条・第59条の2の2・第59条の2の3・第59条の3	事後	
令和4年6月27日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長、都道府県知事等」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の各項)	(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長、都道府県知事等」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の各項)	事後	
令和4年6月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	(命令における情報提供の根拠) 第1条・第2条・第3条・第4条・第6条・第7条・第8条・第10条・第12条・第13条・第14条・第16条・第19条・第20条・第21条・第22条・第22条の3・第22条の4・第23条・第24条・第24条の2・第24条の3・第25条・第26条の3・第27条・第28条・第31条・第31条の2・第31条の3・第32条・第33条・第34条・第35条・第36条・第37条・第38条・第39条・第40条・第43条・第43条の3・第43条の4・第44条・第44条の2・第45条・第47条・第49条・第49条の2・第51条・第53条・第54条・第55条・第58条・第59条・第59条の2の2・第59条の2の3・第59条の3	(命令における情報提供の根拠) 第1条・第2条・第3条・第4条・第6条・第7条・第8条・第10条・第12条・第13条・第14条・第16条・第19条・第20条・第21条・第22条・第22条の3・第22条の4・第23条・第24条・第24条の2・第24条の3・第25条・第26条の3・第27条・第28条・第31条・第31条の2の2・第31条の3・第32条・第33条・第34条・第35条・第36条・第37条・第38条・第39条・第39条の2・第40条・第43条・第43条の3・第43条の4・第44条・第44条の5・第45条・第47条・第49条・第49条の2・第51条・第53条・第54条・第55条・第58条・第59条・第59条の2の2・第59条の2の3・第59条の3・第59条の4	事後	
令和4年6月27日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年6月7日 時点	令和4年6月13日 時点	事後	
令和4年6月27日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年6月7日 時点	令和4年6月13日 時点	事後	
令和5年8月4日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	八潮市総務部総務人事課	八潮市総務部総務課	事後	
令和5年8月4日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年6月13日 時点	令和5年7月20日 時点	事後	
令和5年8月4日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年6月13日 時点	令和5年7月20日 時点	事後	